

司法試験委員会会議（第40回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成19年9月12日（水）14：50～18：20

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）浅海 保，太田 茂，奥田隆文，小幡純子，本間通義（敬称略）

意見発表者（新司法試験審査委員）

松岡久和，筒井健夫，山下友信，相澤 哲，上野泰男，小野瀬 厚

司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

稲田伸夫人事課長，山口久枝人事課付，濱田亮二試験管理官

4 議題

- (1) 平成19年新司法試験合格者の決定について（協議）
- (2) 平成20年度旧司法試験第一次試験審査委員の推薦について（協議）
- (3) 関係機関の対応状況等（報告）
- (4) 司法試験審査委員体制の在り方等について（協議）
- (5) ヒアリングの実施について（協議）
- (6) 新司法試験審査委員に対するヒアリング（民事系科目）
- (7) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 平成19年9月4日付け慶應義塾大学大学院法務研究科委員長から司法試験委員会に対する報告文書

資料2 平成19年9月1日付け法科大学院協会理事長名の「会員校に対する処分について」及び「再び理念を確認して」，同日付け調査委員長及び調査委員から法科大学院協会理事長に対する「調査報告書」

資料3 平成19年8月22日付け広島弁護士会会長名の「公平な司法試験と充実した法科大学院教育の確保を求める会長声明」

資料4 平成19年9月11日付け早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）司法制度改革研究会の「新司法試験問題漏洩疑惑事件に対する措置・対策について」

資料5 質問主意書及び答弁書

資料6 平成19年新司法試験審査委員の遵守事項

6 議事等

(1) 平成19年新司法試験合格者の決定について（協議）

平成19年新司法試験について、新司法試験及落判定考査委員会議の判定に基づき、総合点925点以上の1,851人を合格者とすることが決定された。

司法試験法施行規則第6条に基づく合格者の氏名の公告は、平成19年10月2日（火）付け官報により行うこととされた。

(2) 平成20年度旧司法試験第一次試験考査委員の推薦について（協議）

平成20年度旧司法試験第一次試験考査委員として、別紙1記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

(3) 関係機関の対応状況等（報告）

事務当局から、平成19年新司法試験考査委員による不適正事案に関し、9月4日付けで、慶應義塾大学大学院法務研究科委員長から司法試験委員会に対し、同大学大学院法務研究科教員が遵守すべきガイドラインを策定したことや同研究科専任教員が新司法試験考査委員への就任を自粛することなどを内容とする資料1「報告書」が提出されたことについて、報告がなされた。

また、事務当局から、法科大学院協会が、慶應義塾を9月1日から1年間、同協会会員資格停止としたこと、また、同月11日、慶應義塾に対する調査を行った結果について、資料2の「調査報告書」が公表されたことなどについて報告がなされた。

事務当局から、本件に関し、司法試験委員会委員長に対して、広島弁護士会会長から、資料3「公平な司法試験と充実した法科大学院教育の確保を求める会長声明」が、早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）司法制度改革研究会から、資料4「新司法試験問題漏洩疑惑事件に対する措置・対策について」が提出されたことについて報告がなされた。

(4) 司法試験考査委員体制の在り方等について（協議）

事務当局から、新司法試験考査委員の不適正行為に関しなされた報道の内容、再発防止策の在り方に関連してなされた国会における質疑の内容、資料5の質問主意書と答弁書の内容、平成19年新司法試験考査委員のうち、法科大学院での指導に従事していた者の数等について報告がなされた。

また、司法試験委員会の要請に応じ、平成19年新司法試験考査委員全体会議において、平成19年新司法試験考査委員が遵守する事項として、資料6のとおり申合せがなされたことが報告された。

今後の新司法試験の考査委員体制の在り方について協議がなされ、問題作成に当たる考査委員の数は減少させるが、新司法試験の適正な実施のためには、法科大学院の指導に従事する教員、あるいは、学者を考査委員に一切選任しないとの方針を採るべきではないとの見解で一致した。

その上で、問題作成に従事する考査委員の数について、必須科目については、各科目、学者3名（民法のみ4名）、実務家8名とし、選択科目については、学者2名、実務家3名とすること、問題作成に従事する実務家の考査委員については、任期中法科大学院で指導しない者に限ることが決定された。

また、試験の公正さに対する信頼確保のため、問題作成に従事する考査委員については、任命から試験実施までの間、自己が問題作成に従事した新司法試験の受験生と

なる法科大学院3年生及び修了生に対する指導をしないこととするなど、平成20年以降の新司法試験実施に当たり、新司法試験考査委員の遵守すべき事項として、別紙2のとおり決定された。

協議の結果、当分の間、慶應義塾大学大学院法務研究科の教員を、新司法試験考査委員として推薦しないこととすることが決定された。

(5) ヒアリングの実施について（協議）

新司法試験考査委員に対するヒアリングについて、9月12日に民事系科目、10月3日に刑事系科目と公法系科目について、実施することが決定された。

(6) 新司法試験考査委員に対するヒアリング(民事系科目)

民事系科目の新司法試験考査委員に対するヒアリングを実施した。

(7) 次回開催日程等について（説明）

次回の司法試験委員会は、平成19年10月3日（水）午後2時から開催することが確認された。

（以上）

平成20年度旧司法試験第一次試験考査委員推薦候補者名簿

科目	氏名	所属・役職
人文科学	大内 宏 一	早稲田大学文学学術院教授
人文科学	鈴木 俊 幸	中央大学文学部教授
社会科学	渡部 茂	大東文化大学経済学部教授
社会科学	押村 高	青山学院大学国際政治経済学部教授
自然科学	里見 大 作	東京大学大学院総合文化研究科教授
自然科学	中田 宗 隆	東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
英語	西村 義 樹	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
英語	熊代 敏 行	慶應義塾大学法学部教授
フランス語	石井 洋二郎	東京大学大学院総合文化研究科教授
フランス語	正木 靖	外務省国際法局国際法課長
ドイツ語	重藤 実	東京大学大学院人文社会系研究科教授
ドイツ語	岩間 公 典	外務省アジア大洋州局大洋州課長
中国語	刈間 文 俊	東京大学大学院総合文化研究科教授
中国語	垂 秀 夫	外務省アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長
ロシア語	金澤 美知子	東京大学大学院人文社会系研究科教授

新司法試験考査委員の遵守事項

平成19年9月12日司法試験委員会決定

新司法試験考査委員は、秘密の漏えいはもとより、試験の公正さに疑念を抱かせかねない行動をとることのないよう、十分に留意するとともに、以下の事項を遵守する。

- 1 問題作成に従事する考査委員は、その名目いかんを問わず、以下の指導を行わない。
 - ア 任命された日から翌年3月31日までの間における、当該年度末までに法科大学院を修了予定の学生及び法科大学院修了生に対する指導（ただし、平成20年新司法試験考査委員が正規の課程により指導する場合を除く。）
 - イ 任命の翌年4月1日から新司法試験の実施が終了するまでの間における、法科大学院修了生に対する指導
- 2 平成20年新司法試験の問題作成に従事する考査委員が、任命された日から翌年3月31日までの間に、当該年度末までに法科大学院を修了予定の学生を対象とする正規の課程を担当する場合には、あらかじめ取り扱う題材や法律上の問題点等を記載した授業計画を示した上で、できる限り、これに沿って授業を行うものとするか、又は、授業内容や方法を記載したものを公表するものとする。

なお、この場合、各考査委員において、授業内容の記録、あるいは、配布物を保管するなどして、実施した授業内容について、事後に明らかにできるような措置を講じるよう努める。
- 3 問題作成に従事する考査委員は、いかなる場合においても、任命から新司法試験の実施が終了するまでの間に、司法試験受験生らに対し、出題の論点や題材について、示唆を与える結果となることのないよう、十分に留意する。
- 4 任期中、受験予備校、受験指導組織、司法試験受験を目的とするグループへの関与は行わない。
- 5 任期中及び任期後にわたり、考査委員として問題作成・採点等に従事した新司法試験の論文式試験について、その解答作成方法を指導したり、作成された解答を採点・添削指導したりすることはしない。

また、考査委員として問題作成・採点等に従事した新司法試験の論文式試験に関して言及する場合に、出題の趣旨等公表された情報を超えて、問題作成・採点等に従事した考査委員にしか知り得ない秘密情報が、特別に提供されたのではないかという疑念を抱かせることのないよう十分に留意する。